

松戸市教育委員会会議録

令和2年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

令和2年3月臨時会

開 会	令和2年3月26日(木) 午前9時30分より	閉 会	令和2年3月26日(木) 午後4時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	×	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年3月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21	保健体育課 課長	加藤 将秀
2	生涯学習部 審議監	津川 正治	22	〃 課長補佐	齋藤 健司
3	学校教育部 部長	小澤 英明	23	〃 主事	市村 智賀
4	学校教育部 審議監	岡村 隆秀	24	教育研究所 所長	野崎 隆
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	〃 所長補佐	石井 裕子
6	〃 参事	平松 澄明	26		
7	〃 専門監	村上 陽子	27		
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 課長補佐	安蒜 孝哲	29		
10	〃 主査	武田 茂	30		
11	〃 主査	杉本 政裕	31		
12	〃 主査	永淵 智幸	32		
13	〃 主任主事	島村 仁美	33		
14	生涯学習推進課 課長	橋本 貢一	34		
15	〃 課長補佐	中山 和子	35		
16	戸定歴史館 館長	後藤 泰之	36		
17	学務課 課長	西郡 泰樹	37		
18	〃 課長補佐	風戸 正	38		
19	指導課 課長	吉野 桂子	39		
20	〃 課長補佐	浦上 和茂	40		

令和2年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和2年3月26日（木） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

令和2年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第45号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学務課)

② 議案第46号

松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について (学務課)

③ 議案第47号

松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学務課)

④ 議案第48号

松戸市立学校に勤務する非常勤職員就業規則等を廃止する規則の制定について (教育企画課)

⑤ 議案第49号

松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について (教育企画課)

⑥ 議案第50号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)

⑦ 議案第51号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 本日、山田教育長職務代理者が都合により欠席されます。また、山形委員が都合により途中退席をされます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和2年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案7件となっておりますが、今、お手元に議案第52号「令和元年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」及び報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を提出させていただきました。

これを日程に追加の上、議題に追加してはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により決を採らせていただきます。

議案第52号及び報告第6号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第52号及び報告第6号は、日程に追加の上、議題とすることに決定いたしました。

なお、議案第51号及び52号は人事案件であり、また、報告第6号は個人情報に関わる案件となります。したがって、議案第51号、第52号及び報告第6号を秘密会としてはいかがでしょうかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第51号、第52号及び報告第6号を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第51号、議案第52号及び報告第6号は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は、市場委員にお願いいたします。

◎議案第45号

市場委員 では、山田委員が欠席のため、私が議事を進行いたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めていきます。

まず、議案第45号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、説明をお願いします。

学務課長 それでは、よろしく申し上げます。学務課でございます。

では、お手元の資料2ページをご覧ください。

議案第45号は、教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則を一部改正するものでございます。

柔軟な働き方による仕事と育児の両立に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児短時間勤務制度が導入されております。本市においても、検討の上、松戸市職員の育児休業等に関する条例の改正が昨日の市議会、3月定例会において制定されております。さらに、松戸市職員の育児休業等の手続等に関する規則が整備され、育児短時間勤務についての規定が定められるなど、関係規則の整備が市長部局でされております。

これらの整備に伴い、市の職員となる市立高校職員についても反映されますので、整備の

ため、従前の第4条の2「教育職員の時間外勤務」の規定を第4条とし、新たに「育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合」を第4条の2とするなど、整備をしたものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

なかなかこういう文章を読み慣れていない者にとっては、分かりにくい資料だと思いますけれども、まず、質問が幾つかあれば受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。意見、議論でも結構です。よろしく申し上げます。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 特に何か新しいものが追加されたわけではなくて、いろいろ場所が変わったりなんかしたような感じなんですけれども、ちょっと内容的に、時間外勤務を命ずる場合の学校という教育現場でのイメージとして、知りたいんですけれども、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときという、かなり限定的な冠がかぶっているんですけれども、例えば職員会議に関する業務というのは、緊急に職員会議を開かなければならないとか、あと災害とか、イメージとしては分かるんですが、生徒の実習に関する業務とか学校行事に関する業務で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるという事態が起こるとというのは、ちょっとイメージとしては分かりにくいんですが、何か具体例をあげていただけると助かるんですけれども。

市場委員 学務課長。

学務課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ここにありますように、生徒の実習に関する業務、あるいは学校行事に関する業務等ございますが、本来であれば、業務プラス実習業務の補助だとか指導というのが入ってきますので、どうしても時間の中で収まらない場合があったり、あるいは、学校行事に関しましても、宿泊等行事もございますので、その場合は規定の時間外での勤務というようなことで、ここに書かれている、いわゆる超勤4項目と言われるものなんですけれども、この項目については、時間外においても命令をして、されることによって、任務を遂行すべき内容ということになっております。

以上になります。

伊藤委員 そういうことであれば何となく分かるんですが、それをちょっと規定するのに、臨時または緊急にやむを得ない必要という、そういう限定的な形容詞がかかると、何かちよっ

と分かりにくいんですけれども。だから、業務遂行上やむを得ず必要と認めるときというようなことであれば分かるんですけれども、何かいかにも本当に限定的なしばりがかかっているんですけれども、こんな表現で、それでよろしいんですか。

市場委員 どうでしょうか。臨時はまだわかるとしても、緊急かと言われると、確かにちょっと疑問かなという、今の説明だと。

どうぞ、学務課長。

学務課長 緊急ということをございますけれども、今の1番、2番においては、あまり緊急事態ではないんですが、職員会議等は時間内にやるべきものですが、内容によっては時間外になる、あるいは4番目、非常災害等の場合、例えば昨年度の台風だとかそういう非常時においては、緊急において職務を延長するというようなことがありますので、そういう場合を対応してということで、臨時または緊急という言葉をご活用させていただいております。

以上です。

市場委員 伊藤委員。

伊藤委員 その点、私もよく分かるので、ですから、最初にちょっと質問したときに、この後の(3)と(4)については分かる申し上げたんですけれども、そうすると(1)、(2)については、特にそういう必要はないけれども、むしろ(3)と(4)に引っ張られてこういう言葉がついていると、そういうような感じなんですか。

市場委員 いかがでしょうか、学務課長。

学務課長 そうですね、引っ張られてというよりも、こういう言葉の内容というのは、いわゆる上位法がございまして、それにのっとってというか、従ってくる言葉になっていますので、市独自でこういう言葉をとるよりも、上位法に基づいてつくるとこういう言葉になってしまっているというのが正直なところだと思います。

以上です。

市場委員 緊急ではないかもしれないけれども、臨時にはかかるということですかね。伊藤委員、その辺、御存じだと思いますけれども、どうでしょうか。

伊藤委員 依然として若干、釈然としないところはあるんですが、こういうことでこれまでずっとやってこられたのであれば、あと、関係者からこういう疑問も出ていないのであれば、これはそういうのが定着しているということで、やむを得ないのかなというふうに思います。

市場委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 この規定の一部改正するところとは、少しずれますが、育児短時間勤務制度について、今日いただいた資料で、フルタイムの7.45時間掛ける20日間だと思うんですが、具体的に育児短時間勤務がどんなもので、育児短時間を取るときに、こんな働き方ですというところを教えてくださいたいです。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 お願いいたします。

具体的なものとしましては、先ほども説明の中で、上位法なりが変わる中で、松戸市のほうの条例を変えて、その下の規則のほう、その中で、今、委員おっしゃるとおり、通常7時間45分で5日間ですけれども、パターンがありまして、例えば3時間55分、約半日ですよ。きっちりじゃないんですけれども、3時間55分で5日間、あるいは7時間45分で3日間。そうすると、1週間での働きの時間は違いますが、4つのパターンがありまして、そういう形で3時間55分というのを朝の始業から3時間55分、大体昼で終わって帰る。あるいは午後の残りの時間で3時間55分を取ってそのまま帰る。連続で始めか終わりのほう、そんな形で育児とかに専念できるように設定しております。

以上です。

山形委員 その4パターンは、例えばこの時期から1年間や、期限などは自由に決められるんでしょうか。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 期限については、対象となるお子さんが生まれてから小学校の就学の時期までなので、その中で申請できる形になっております。

山形委員 ありがとうございます。

市場委員 よろしいでしょうか。

山形委員 はい。

市場委員 そのほか、ございますか。

武田委員 今の件に追加でよろしいですか。

その時間の算出というのは、どういうふうな形で決められたのかというか、何に基づいていらっしゃるのかというのがあれば、教えてくださいたいんですが。

市場委員 何を根拠にそういうふうになっているかということですね。

武田委員 そうですね、はい。

市場委員 何か上位の法律みたいのがあるのでしょうか。

学務課長補佐。

学務課長補佐 そこまでは、実はちょっとこちらのほうも把握できずに、パターンがこうありますよというところで、県のほうのものを見ても、県の教職員関係のものも、早くにもう導入していますけれども、そちらも比べたところ同じ形になってはいますが、そこまでしか分からないところです。申し訳ございません。

市場委員 一応、県のものに沿って同じようにつくってあるという理解でよろしいんですか。

学務課長補佐 そのような形だと思われま。

武田委員 こういうものは、一度決まるとなかなか変わることが難しいものだと思うのですが、やはりスタートするに当たって、育児休暇というものは私が身近ではないので実態はよく分からないんですけれども、例えばご両親共に取るというパターンが最近では推奨されているとはいえ、実行されているかという、またちょっと別の話なので、これで本当にカバーできるものなのかとか、教員自体、育児がきちんとなされていなくて、果たして見本となるんだろうかというところで、引き続きこれが実施されたときの当事者のご意見とか、そういったものを集約して、改善するべきところは改善するような方向性でスタートしていただけたらいいなというふうに、想像ですけれども、思います。

市場委員 今のご意見ですけれども、何か。

学務課長補佐。

学務課長補佐 ただ今頂いたご意見については、貴重な現場のいろいろな先生方の意見なり聞いていくと、やはりそういうこともあろうかと思えます。今回、議案で出しております市立松戸高校に関する教職員のものではありますが、その前段階で、市長部局のほうで、上位法で定めているものを下ろしてきているという形になるので、昨日の議会なりで関係のものが整っているということがありますので、こちらのほうで時間なりを特段は設定していないところなんでございます。上位法で決まっているというのがありますので。

今回、そういう意見を頂いていますので、関係のところ、協議する場がありましたら、伝えるようにいたします。

市場委員 ありがとうございます。要するに、武田委員のご意見は、これが実態に沿っているのか、実際に役に立つものなのか、見直しを普段から行ってくださいという意味だと思えますので、その辺はよろしく願いいたします。

ほかに、ございますか。

では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第46号

市場委員 次に、議案第46号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

学務課長 それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

お手元の資料5ページになります。

議案第46号は、松戸市立高等学校の職員の服務に関する規程を一部改正するものでございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、松戸市職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、関係規則等が市長部局で整備されました。整備の中で、松戸市職員の育児休業等の手続等に関する規則が改正され、その中で条項ずれが生じておりますので、それに伴って、今回、市立高校の職員に係る服務の規程に反映したものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

市場委員 では、議案第46号については、ただいま説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

これも先ほどと同じように、市長部局の規則が変わったので、それに合わせて教育委員会のほうも変わるというようなご説明なんだと思いますけれども。

特によろしいでしょうか。これは本当にただ条文が変わるということだけのようですので。

では、これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第47号

市場委員 次に、議案第47号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

学務課長。

学務課長 では、引き続きになります。

では、お手元の資料7ページをご覧ください。

議案第47号は、市立松戸高校改革の柱として、普通科及び国際人文科で平成31年度入学生から導入した単位制に伴い、普通科の募集定員を320名から40名減らし、280名としたことに伴う生徒定員の措置並びに令和3年度の単位制全面移行に伴う必要な整備をするものでございます。

特に、令和3年度の単位制への全面移行に伴う今回の整備につきましては、過渡期となる今年度と来年度は、従来の学年制の枠組みの生徒と新たに導入した単位制の枠組みの生徒が在籍しており、両者に対応できるようにこれまで改正しておりました。このたび、令和3年度に向けて整備をし、ひとまず必要な措置、整備は完了することとなります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

市場委員 議案第47号については、ただいまの説明のとおりです。

令和3年度から全ての生徒が単位制の下で学ぶということに伴っての改正ということだと思いますけれども、質疑、討論をお願いします。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 ただいまのご説明で理解できたんですけども、現在、令和元年度で、すぐ令和2年度になるんですが、今回、いきなり全面移行する令和3年度に向けての修正を行うと、令和2年度、今年度1年間が、どういう状態になっているのかというのが分からない状態になりますけれども、いきなり令和3年度を今回制定する何か理由というのが、ちょっと今の説明で分からなかったんですけども。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 委員おっしゃるとおり、内容的なものからすると、令和2年度は単位制移行し

て2年目になりますので、管理規則のものを特段変える必要ということでは、何もない、混在している形になります。

ですけれども、いわゆる生徒募集なりのところの件でいきますと、もうこの6月ぐらいには新しい要項をつくり出して、次年度の生徒募集だとか入試関係のことが進んでいきますので、それを見据えたときに、対象となる生徒たちは単位制の形での完成年度の生徒たちになるので、このタイミング、あるいは、年度明けて5月ぐらいでもかまわないところですが、業務のスケジュールを考えると、でいくと、5月にやるということは4月に準備というのは、もうなかなかできないので、このタイミングで諮らせていただいています。

以上になります。

市場委員 早目早目の対応ということですか。

ありがとうございます。

伊藤委員 それから、ちょっともう一点。

これは、たしか11ページなんですけど、これまでは帰国子女と呼んでいたと思うんですけども、今回、帰国生徒と、市立松戸高校がそういうふうと呼ぶことにしたのか、あるいは、これはもう全国的に帰国子女という呼び方を改めて、確かに帰国子女というのは昔からの呼び名で、今では何となく違和感を感じるの、これを帰国生徒というふうに変えられるのであれば、好ましいことだと思うんですけど、これはそういう何か文科省からの指示なり、そういうようなものを踏まえたものなのか、あるいは松戸市が率先して変えたということなんです。ちょっとその辺を知りたいんですけども。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 お願いします。

11ページのところになりますけれども、今、ご指摘のありましたところは、この単位制だとか市立松戸高校改革には特段関係しないところでございます。

文科省なりが変えたものが、県を通じたり本市に下りてきているところで、今まで見直されていなかったところで、今回、かなり全部のところを見直す機会だったもので、これは少し上のほうに合わせたほうがいだろうという判断の下、直させていただきました。

以上になります。

伊藤委員 もう一回確認ですけれども、そうすると、もう今、文科省においても、帰国子女という言葉は使わずに、帰国生徒というふうに使っていると理解してよろしいんですか。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 県のほうのものにおいても、帰国生徒という形で扱っていますので、そちらに
合わせています。

伊藤委員 分かりました。

教育長 例えば小学生の場合、帰国児童という表現に変わっている。あんまり聞かないね。ち
よっとその辺は確認します。高校生だから帰国生徒、あるいは中学生もそうかもしれませんが、
帰国子女という言葉が全部変更になっているのかどうかというのは、ちょっと後で確認
しないと分からないと思います。ですよね、きっと。よろしくお願いします。

市場委員 じゃ、ご確認お願いします。

武田委員。

武田委員 これとは直接には当たらないと思うんですけども、単位制が変わっていく過程に
ついての話なんですけど、今までは旧来型の生徒と単位制の生徒が混ざっていたんですけど
も、これから全体に単位制の生徒のみになっていく中で、学年を超えた形でのクラス編成み
たいなものも増えていくのか、あるいはそういった混在型というのは、この単位制の中では
存在しないのか、その辺を、ビジョンを教えていただけたら。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 単位制のほうに全面移行になりますけれども、クラスを超えてと、クラス単位
のものが主流になって、あと選択とかで、そういうところでの学年を超えてという事柄は、
予定しております。

ただ、単位制というと、大学とかでダイナミックな動きが実際にはできればいいんですけ
れども、高校という器の中では、ほんの一部分をそういう柔軟な形ということで考えており
ます。

以上になります。

武田委員 すみません、選択科目、ちなみにどの教科を。

市場委員 どういう選択科目が学年を超えて一緒に授業を受けることがあるかという話ですね。

武田委員 はい。

市場委員 学務課長補佐。

学務課長補佐 今資料が手元にないもので、学年で共通の選択科目、単位制の特徴を生かした
ものがあるって、2年、3年という形で同じ講座を開いているものがございますので、そちら
のほうを取れるという形になっています。具体的にちょっと今、手元にないもので、すみま
せん。

市場委員 以前、この単位制の話を知ったときに、ホームルームはあるというお話だったような気がします。学年ではないけれども年次という概念はあって、ホームルームはある。その中で、おおよそはクラス単位の授業になるけれども、今説明があったように、教科によってはクラスを超えた、学年を超えた授業が行われることがあるという認識でよろしいでしょうか。

学務課長補佐 市場委員のほうで代弁していただいているとおり、そういう形になります。

市場委員 ありがとうございます。

よろしいですか。次回にでもまたご報告頂きますか。どういう教科が学年を超えた授業、ぱっと想像されるのは芸術系の教科とか、そうかなという気が何となくはしますけれども。

武田委員 何かそのような答えを想像しての質問でも実はあるんですけども、いわゆる受験科目に匹敵、美術や音楽も学校によっては入るんですけども、相当数の学校の受験科目に匹敵しないところというのは、せっかく単位制に移行したのだから、やってみたらいいのになと思っていましたので、その答えをちょっと期待して聞いたところがあります。すみません。もし分かることがあったら、また教えてください。

市場委員 よろしくお願ひします。

そのほか。じゃ、はい。

山形委員 質問ではなくて、先ほど伊藤委員が言った帰国子女と帰国生徒のところに関して、ジェンダーという部分で、文言の扱いというのは随分変わってきますので、こういう見直しのときに男女の差というところをフラットにしていくような、言い回しはとても重要だなどと思っています。この帰国生徒という表現に直していただけてよかったです。感想でした。

市場委員 ありがとうございます。今、感想ということで。

山形委員 はい。

市場委員 では、よろしいでしょうか。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号

市場委員 では、次に、議案第48号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員就業規則等を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

では、説明をお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第48号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員就業規則等を廃止する規則の制定について」ご説明いたします。

資料16ページをご覧ください。

今回廃止する規則につきましては、まず（1）松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則、（2）松戸市学校教育相談員設置に関する規則、（3）松戸市学校指導員設置に関する規則、（4）松戸市心理相談員設置に関する規則、（5）松戸市社会教育指導員等の設置に関する規則の5つでございます。

以上の非常勤職員につきましては、令和2年度より会計年度任用職員制度に移行するに伴いまして、市役所本庁で定める会計年度任用職員関係の条例、規則、要項によって今後定められることとなります。したがって、この5つの規則につきましては廃止をするものがございます。

説明は以上でございます。

市場委員 議案第48号については、ただいまの説明のとおりです。

非常勤職員という制度がなくなって、会計年度任用職員という制度に変わるので、それに伴って不要な規則を廃止するということのようにですが、何かご質問とかご討論ありますか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 そうしますと、現在おられる非常勤職員の人たちは、今後は、会計年度任用職員ということで、市長部局の全体の枠組みの規定に従って、規則が定められているということだと思んですが、そうすると、現在の規則の別表1に挙げられているスクールアシスタントの方だとか、そういう人たちの業務内容や、始業時間や終業時間等は別表には書いてあるんですけども、それもなくなると、今度その会計年度任用職員を規定する規則の中に、そういうことは入っていると理解してよろしいのでしょうか。

教育企画課長 今までですと、今、委員おっしゃったとおり、非常勤職員の就業規則の第3条の任用できる職種及びその業務はというところの別表で、20ページ参考資料で、各職種、業務、それから始業時刻等記載されておると思いますが、こちらの職種や業務等については、

表示しないと分かりませんので、当然それは新たなところでこういう職種だということで、業務内容も入ってくる形になりますので、一応この形はなくなりますが、会計年度任用職員の中でこういう職種があるというのは、別紙記述が入ってくると思います。

市場委員 伊藤委員。

伊藤委員 入ってくるというのは、じゃ、まだ今なくて、これから新しく何か会計年度任用職員の……

教育企画課長 こちらのほうは要項で新たに入ってくる、今、作成を向こうでしていますので。

伊藤委員 作成中ということ。

教育企画課長 そういことです、はい。今、まだ整理していますので、それができてからこちら廃止しようとする、もう時間的に間に合わない、先にもう変わるということが分かっている、古いこちらの規則等は廃止をさせていただきたいということでございます。

伊藤委員 ちょっと細かいことですが、そうすると、新しくできるのがいつできるかによって、若干時間差でしばらく空白期間ができるということでしょうか。

教育企画課長 一応、4月1日からの任用ですので、この年度内には緊急的に、今、作業を進めていると思います。まだちょっとご提示をできなくて申し訳ないんですが。

伊藤委員 分かりました。そういうことであれば理解しました。

市場委員 武田委員、どうぞ。

武田委員 今回は、主にはこの名称が変わることなんです、現実的にはちょっとその内容も変わってくるかと思うんですけども、まず、何が大きく変わるのかという点があれば、教えてほしいというのが1点と、それが変わることによって、今、現職されている方が引き続きお勤めいただくことが多いかと思うんですが、その中での不都合とか、そういった不都合が出るようなご意見が実際にはないかどうか、その辺りをまず教えてください。

市場委員 お願いします。

教育企画課長 大きな点というところでは、前回は制度の導入についてご説明をさせていただいたところですが、一番大きな部分では、働く方々で大きいのは、期末手当の支給が可能になるということで、期末手当が支給されるような形になります。

あと、今、不都合という部分がありますが、そういった中では、扶養の範囲内で働いている方々が、こういう期末手当なんか支給されると、要するに収入が大きくなっていくと、その範囲を超えてしまうとか、それから、これからこういう制度が導入されるから、新たに自分の働き方を見直そうかなとか、そういったところでは、今まで丁寧に説明会などを開い

てやらせていただいたんですが、そういった中では、ちょっと勤務時間を短くして扶養の範囲の中で働きたいという方もいらっしゃるれば、こういうことであれば、勤務時間を延ばしてフルに働いて、扶養を外れて働きたいとか、そういったいろいろな諸事情は説明会の中でご説明させていただきながら、今、働いている方々の働き方が変わるだとか、逆に言うと、そういうことであれば新たに応募したいだとか、そういった様々な方々がいらっしゃいましたので、それは職種に応じてなんですけれども、あと、各学校現場の、やっぱりこういう人が欲しいだとか、そういった形もありますので、そういうところを調整しながらというところで進めてきましたので、そういった中では、これから新たなことなので、まだ慣れないところはあると思うんですが、その辺は、働いている方々に不都合がないように、今後も丁寧に説明していきたいなということでは考えております。

市場委員 武田委員。

武田委員 あと、この名前が変わることで、継続年数から正規採用に変更するというようなことが、非正規のときにもありましたが、その点については、職種、名前が変わってもそのキャリアは継続されるというふうに考えてよろしいんですか。

市場委員 教育企画課長。

教育企画課長 一応、会計年度別ですので、各年度の採用という形にはなるのですが、引き続き採用になった場合については、前歴は当然加味するというような制度になっております。

ただ、毎年毎年の更新なので、必ず来年度の雇用をお約束するものではないですが、もし継続的ということになった場合については、前の前歴というのは加味するというような形になります。

武田委員 あともう一個。これ、もしかして市場先生に聞いたほうがいいのかと思ったんですけども、看護師さんという項目のところというのは、多分、医療的必要があるケア児の方の入学が見込まれてということだと、こういう採用方法と若干違ってくるのかなとか、想像しますが、在学中というのはどういうふうになっているのですか。

市場委員 ごめんなさい、僕は医療的ケア児をケアする看護師さんの採用とか、実際の仕事について、よくは分かっていないですが。

武田委員 非常勤だと思っていなかったんです。意外に思いました。すみません。

市場委員 なるほど。よろしいですか。

武田委員 はい。

教育企画課長 20ページ、看護師さんのところの始業時刻及び終業時刻のほうが、文字化けを

し申し訳ございません。改めて資料を修正します。特に看護師は、医療的ケアのお子さんの部分だと思われま。一例を挙げさせていただくと、喉の吸引が必要、たんを取ったりとかというのが、養護教諭ではできない部分があります。そういうときは医師から指導を受けた看護師、資格を持った方がそれに当たる、保育所なんかもそうですが、そういった方が必要という場合については、そういうお子さんがいらっしゃるときには、看護師さんを臨時的に任用して、その業務に当たっていただく。そういった医療的ケアのお子さんのために、学校に配置するというような形を取っております。

武田委員 何か非常勤でそれが切れるようなことがあるという怖さみたいな……

市場委員 非常勤。常勤じゃなくて非常勤なんだという素朴な疑問があったということだと思いますけれども。

市場委員 必要性がないというか、ずっと同じ看護師さんが1週間いるわけじゃないだと思いますけれども。

教育研究所長補佐 研究所長補佐です。よろしくお願ひします。

看護師のほうは、1校に、医療的ケアの必要なお子様がいる学校に、2名配置しております。これは、どちらかが、体調を壊したりしたときに、2人で組んでいれば、必ず穴が空かずに配置できるということで、2.5日勤務の看護師を2人ペアにして1校に配置しております。医師の指示書の下、看護師が医療的ケアを行うものになっておりまして、子どもがいる時間、週5日、学校にいる時間は、全て看護師のほうを配置して、運営に当たっております。

市場委員 ということです。

武田委員 すごい。ありがとうございます。

市場委員 多分、松戸はかなり手厚くやっているほうだと思います。

武田委員 安心しました。ありがとうございます。

市場委員 どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 今の待遇の面でちょっと思い出したのですが、つい最近、テレビニュースで、非常勤職員から待遇が変わって、ボーナスが出ることになったのですが、年度末手当というのは給料からの積立てなので、結果的に月々の給料が下がってしまうというような苦情と、それからあと、年間で計算すると、以前より下がるということで不満を漏らしてインタビューに答えておられる方がいたんですけれども、松戸市の場合は、今回の制度改正によってそういうことは起こらないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

市場委員 新聞などで話題になっている、結局年収は変わらないのにと話だと思ひますけ

れども、いかがなんでしょうか。

教育企画課主査 教育企画課の武田と申します。

会計年度に移りまして、時給も下がることもございませんので、あと期末手当が出ますので、基本的には収入が増えるはずですよ。

ただ、やはり扶養の範囲を考える方がちょっといらっしゃいますので、その方はやはり時間を調整したりとか、今までと同じぐらいの金額に抑えろとか、そういうことはあるかとは思いますが、ボーナスが出るので時給が減るとか、そういうことは、松戸市ではございません。

市場委員 伊藤委員。

伊藤委員 でも、今のご説明でもちょっと分からなかったですけども、要するに期末手当というのは、月々からの一種の後払い的な積立てにされるということではないですか。月々の給与は変わらずに、さらに期末手当が出れば、当然年で見れば増えますよね。そういうふうにご理解してよろしいんでしょうか。

教育企画課主査 そうですね、はい。

伊藤委員 ああ、そうですか。

教育企画課主査 はい。

市場委員 そういうこと、それはやっぱり民間とは違うんじゃないでしょうか、多分。

伊藤委員 それであれば、全然問題ないと思うんですけども、ちょっと何かそういう報道があったものですから、心配しただけです。

市場委員 あと、じゃ、私から1点。

会計年度任用職員に関する就業規則などが、今度は市長部局で制定されるというようなご説明でした。そうなった場合に、言葉が適切か分かりませんが、この別表1にあるような方々の管理というんですか、配置とか、そういう面で、教育委員会として困るというようなことは、ないのでしょうか。

教育企画課長 特に今までの採用の権限だとか配置の権限は、こちらのほうは教育委員会そのままでありますので、主となる要項、規則は変わりますが、その職員の管理をするというのは、委員会でやるということに、変わりはありません。

市場委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第49号

市場委員 次に、議案第49号「松戸市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案書33ページ、議案第49号「松戸市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令の制定について」をご説明いたします。

それでは、次ページ、34ページからの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

まず1つ目は、別表、共通事項（人事関係）の表中、決裁事項、「臨時職員」の部分につきまして、「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改めるものでございます。

令和2年度より会計年度任用職員制度に移行することに伴い、変更するものでございます。

また、臨時的任用職員につきましては、市立松戸高等学校におきましては、育児休業の代替として採用がございまして、上記の表現ということとなっております。

2つ目は、生涯学習部の表中、戸定歴史館、施設の欄中に「松戸市戸定邸保存活用審議会の諸務」を加えさせていただきます。理由といたしましては、戸定歴史館において、この審議会の諸務を行うための必要になることが生じたために、こちらのほうを加えることにいたしました。

3点目、学校教育部の表中、保健体育課、学校保健の欄中、「児童、生徒保健発表会」を削除するものでございます。理由といたしましては、この「児童、生徒保健発表会」につきましては、平成16年度以降、実施をされていないことから、今後も実施する予定はないということでございますので、削除するものでございます。

ご説明は以上でございます。

市場委員 議案第49号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

会計年度任用職員制度になるので、多少、決裁の項目が変わるということと、実質的に行われていない「児童、生徒保健発表会」というものを削除するということだと思いますけれども。

伊藤委員。

伊藤委員 内容に関わることではないですが、ちょっと言葉遣いで、ちょっと私、気になったんで、お聞きしたいのですが、35ページの「松戸市戸定邸保存活用審議会の諸務」とあるんで、今ご説明あったとおりなんですけれども、この「諸務」という字なんですけど、もろもろの事務だということで、何となく意味は分かるんですけども、通常、広辞苑を見るとショムというのは、この字は出てこないんですよ。

したがって、いわゆる総務課の中にあるような庶務事項とか、ショムっていういろいろもろもろの本当にこういうことだと思うんですけども、この字を当てるとというのは、言ってみれば造語みたいな感じかなと思うんですけども、松戸市はこの字をショムとして使っているんでしょうか。

市場委員 教育企画課長。

教育企画課長 「諸務」というのは、一般的な「庶務」という字と、こちらのこの諸務は所掌事務、今、造語、これは所掌事務の中のことで、一応、法規担当と相談させていただきました。「庶務」というのは、各事務を行う庶務的な業務という部分と、所掌事務という部分の中で、「諸務」というこの表現が、行政用語というか、そういうことになっております。

伊藤委員 今回、新しくこういう漢字をあてられたということですか。

教育企画課長 もとからこの言葉は、使用しています。

伊藤委員 松戸市はこの言葉を使っているのですが。

教育企画課長 はい。

伊藤委員 この漢字をあてがっていますか。

教育企画課長 はい。法規関係でも見受けられることだと思います。

伊藤委員 ただ、辞書には出ていない漢字なので気になります。

市場委員 行政の世界では、前から使われている用語だということによろしいですか。

教育企画課長 はい、我々のほうとしては見慣れている文字なんですけれども。

伊藤委員 じゃ、いわゆるあえて辞書には出ていない漢字を使っているということ。

教育企画課長 はい。

市場委員 法規のほうというご説明ですけども。

伊藤委員 はい。何となく釈然としませんけれども。

市場委員 内容的にはよろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。内容じゃないですね。

市場委員 では、議案第49号については、ただいまの説明のとおりです。

ご質問などないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案どおり決定することにご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたします。

◎議案第50号

市場委員 次に、議案第50号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、議案第50号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

それでは、資料38ページをご覧ください。

改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

改正すべき条項、内容につきましては、第6条、部、課、担当室及び係の所掌事務は別表のとおりとするの第6条関係でございます。

この別表の学校教育部、保健体育課の事務の概目のうち、「学童災害共済に関すること」の部分の削除でございます。理由といたしましては、子ども医療費助成制度が定着したことにより、昨年、学童災害共済制度が廃止され、今年度をもって、こちらの事業である見舞金の支給につきましても終了となるため、保健体育課の事務の概目より削除するための改正となります。

以上でございます。

市場委員 議案第50号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

特に、実際に制度がなくなるので、それに伴って文言を削るということですので、よろしいでしょうか。

では、これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

市場委員 ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第51号、議案第52号及び報告第6号

市場委員 続きまして、議案第51号「松戸市教育委員会職員の人事について」と議案第52号「令和元年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」及び報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りいたしましたとおり、議案第51号、52号、報告第6号の審議については秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いします。

お残りいただきますのは、議案第51号「松戸市教育委員会職員の人事について」は、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、教育企画課主査、議案第52号「令和元年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」は、学校教育部長、学務課長、報告第6号「臨時代理による処分の報告について」は、学校教育部長、学務課長、指導課長、指導課補佐、以上でございます。その他の方は退席してください。

(関係職員以外の職員及び傍聴人退席)

(以後、秘密会)

市場委員 議案第51号及び議案第52号については、原案どおり決定し、報告第6号は承認されたことを報告いたします。

◎その他

市場委員 それでは、その他に移ります。

事務局から何かありますか。よろしいですか。

委員の皆様、特によろしいですね。

それでは、議事進行を教育長にお返しいたします。

◎閉 会

教育長 お疲れさまでした。

以上をもちまして、令和2年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員